

◆過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方へ

平成26年4月から、保険料の納付期限から2年を経過していない期間（申請時点から2年1か月前までの期間）について、さかのぼって免除を申請できるようになりました。

◆失業などの特例免除の対象期間も拡大されています

災害・失業などの前月から、災害・失業などがあつた年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができます。

◆ご注意ください

2年1か月前の月分までさかのぼって免除等の申請をすることができませんが、申請が遅れると、万一の際に障害年金などを受け取れない場合や、失業などの特例免除を受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。

申請期間に対応する前年所得について審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。

また、世帯主や配偶者がいる方は、世帯主と配偶者の所得も審査の対象となりますので、ご本人の所得が少ない場合でも、免除等が承認されない場合があります。

※若年者納付猶予については、世帯主の所得審査はありません。

●受付期間

平成27年7月から平成28年6月までの期間の免除等申請の受付

平成27年7月1日(水)から

そのほか、保険料の納付期限から2年を経過していない期間（申請時点から2年1か月前までの期間）については、さかのぼって免除等を申請することができます。

●必要なもの

印鑑、年金手帳

失業した場合は、

雇用保険離職票または、

雇用保険受給資格者証

※公務員の場合は退職の辞令

●申請先

国分寺庁舎市民課

石橋庁舎市民課窓口

南河内図書館2階市民課窓口

免除区分によっては、翌年度以降の申請が継続審査になる場合があります。

●全額免除または若年者納付猶予

直近の年度分について、所得審査により全額免除または納付猶予の承認を受けた方が、翌年度以降も引き続き全額免除または納付猶予の申請を希望する場合は、継続希望の欄に「○」をつけて申請書を提出することで、継続審査を受けることができます。

※失業もしくは震災、風水害または火災による損害を受けたことを理由にした全額免除及び若年者納付猶予は対象にならないため、翌年度も申請書を提出してください。

●一部納付（一部免除）

継続審査を受けることができます。翌年度も申請書を提出してください。

※所得要件の審査は、市町村民税の申告内容をもとに行いますので、所得申告を忘れずに行ってください。

○年金ひとくちメモ
保険料の後納制度について

後納制度とは、時効で納めることができなかつた国民年金保険料について、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、過去10年分までさかのぼって納める制度です。

後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

後納のお申込み及び後納保険料の支払い期限は平成27年9月末までとなっておりますので、お申込み予定の方はお早目にお手続きください。すようお願いいたします。

